

廃棄食品の不正流通に対する 消費者庁の対応について

平成28年 2月26日（金）

消費者庁

廃棄処理された食品が愛知県等で流通・販売 ⇒ **食品に対する消費者の不安**

食品製造・販売業者 (21社)
(排出事業者)

その他(調査中)



廃棄処分依頼(直接または他業者を介して)

廃棄物処理業者 **ダイコー(株)**(愛知県稲沢市)



不正流通

みのりフーズ(岐阜県羽島市)

・施設内で108品目(肉・魚加工食品等)存在
・うち35品目60製品がダイコー(株)に廃棄物処理を依頼したものと判明



卸業者

複数の事業者が介在
(調査中)

弁当店・小売店

等



消費者

一部廃棄処分

☆問題の所在(現在詳細を調査中)

【廃棄物の取扱いに関して】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律**に抵触するおそれ(管理票の虚偽報告)
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律**に抵触するおそれ(登録基準不適合)

【食品の取扱いに関して】

- 食品衛生法**に抵触するおそれ(無許可営業)
- 食品表示法**に抵触するおそれ(表示がない商品が小売りされた点)
- 米トレーサビリティ法**に抵触するおそれ(取引記録が作成されていない点)

○ 消費者庁では、**関係府省及び関係自治体と連携し**、消費者に対して、**絶対に喫食しないよう注意喚起**。(当該製品がどのような取扱いを受けたか不明なため)

※1月13日(水)夜 (株) 壱番屋が産業廃棄物処理業者による不正転売を公表

消費者庁

1月14日(木)

消費者への注意喚起(第一報)

ホームページ、メールマガジン、ツイッター

随時更新等

1月15日(金) 自治体の消費者行政部局に対し通知を发出

(関連情報の消費者庁への通知、食品衛生部局等への情報提供の徹底)

1月21日(木) 自治体の食品表示部局に対し事務連絡を发出

(業務用加工食品の表示適正化について)

随時報告

関係府省連絡会議(幹事会)開催 (1月15日(金)以降、毎週開催)

消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省、警察庁(22日～)

・「**廃棄食品の不正流通事案について(1月29日付け各府省申合せ)**」

定期開催

関係府省

- ・自治体からの情報収集等
- ・自治体等へ通知・事務連絡を发出(厚生労働省・農林水産省・環境省)
- ・メールマガジンによる消費者への注意喚起(農林水産省)
- ・ダイコー(株)を含む食品リサイクル法登録再生利用事業者への立入検査等(農林水産省、環境省)

愛知県・岐阜県ほか地方自治体

- ・愛知県、岐阜県:ダイコー(株)を含む産業廃棄物処分事業者及びみのりフーズへ立入検査等
- ・各地方自治体:管内小売店舗等での流通実態を調査
- ・流通が確認されたものについて、注意喚起等

これまでに公表されている製品

廃棄食品の不正流通について

公表日	企業名	製品名(製品名をクリックすると詳細ページが表示されます)
1月13日	(株)壺番屋(CoCo壺番屋)	ビーフカツ
1月14日	〃	チキンカツ
1月15日	〃	ロースカツ、メンチカツ、ナポリタンソース、ラーメンスープ
1月18日	日本生活協同組合連合会	びんちょうまぐろスライス
1月20日	(株)ニチレイフーズ	ナチュラルクリस्प(フライドポテト)、今川焼き
	協同乳業(株)	フローズンシェイク
	高梨乳業(株)北海道工場	北海道チェリーモッツアレラ
	(株)ニッセン	おさつ甘露
	イオン(株)	チーズのでるソーセージ、たけのこ土佐煮
1月21日	マルコメ(株)	インスタントみそ汁、味噌漬けの素、味噌、米こうじ等(13品目)
1月22日	ミニストップ(株)	フローズンヨーグルト
1月23日	ミニストップ(株)	フローズンヨーグルト
	オハヨー乳業(株)	塩分チャージ アイスバー
1月25日	丸大食品(株)	セブンプレミアム豚バラ蒲焼
	石光商事(株)	水煮筍

※ 2月23日時点で自治体及び企業により、不正に転売されている(又はおそれがある)と公表されている製品。

これまでに公表されている製品

廃棄食品の不正流通について

公表日	企業名	製品名(製品名をクリックすると詳細ページが表示されます)
1月28日	キリン協和発酵フーズ(株)	グルエース(VF, VS, S-1)、アジパワーS1、清湯スープポークエキス
	ニッカプランニング(株)	水煮筍
	栗木食品(株)	糸きりごぼう
	ロイヤル(株) (株)関越物産	雪の子ムースケーキ、ザッハトルテ 串こんにゃく
2月2日	ネスレ日本(株)	KitKat、バラエティアソート(mini)
	(株)ポレア (現 井村屋(株)岐阜工場)	VLプレミアムクッキー&クリーム
2月12日	フードリンク株式会社	炭火焼鳥モモ(塩)
2月17日	岐阜養蜂株式会社	ハチミツ
2月23日	(株)壺番屋(CoCo壺番屋)	カレールー、パン粉、冷凍肉

※ 2月23日時点で自治体及び企業により、不正に転売されている(又はおそれがある)と公表されている製品。

消費者庁からの情報発信



フォロワー数約8万人



消費者庁
@caa_shohishacho

フォロー

【注意】産業廃棄物処理業者により不正転売された「びんちょうまぐろスライス」が確認されました。問題となる商品には賞味期限の刻印がありませんので、絶対に喫食しないでください！詳しくはこちら
→recall.go.jp/new/detail.php...



13,790 リツイート
1,920 いいね



3:09 - 2016年1月18日

消費者庁メールマガジン(1月18日 追加)

【追加】食品(不正転売商品)、リコール情報from消費者庁 (1/18)
2016年1月18日に追加登録されたリコール情報についてお知らせします。対象品の詳細については、消費者庁リコール情報サイトをご覧ください。

【新規登録情報】

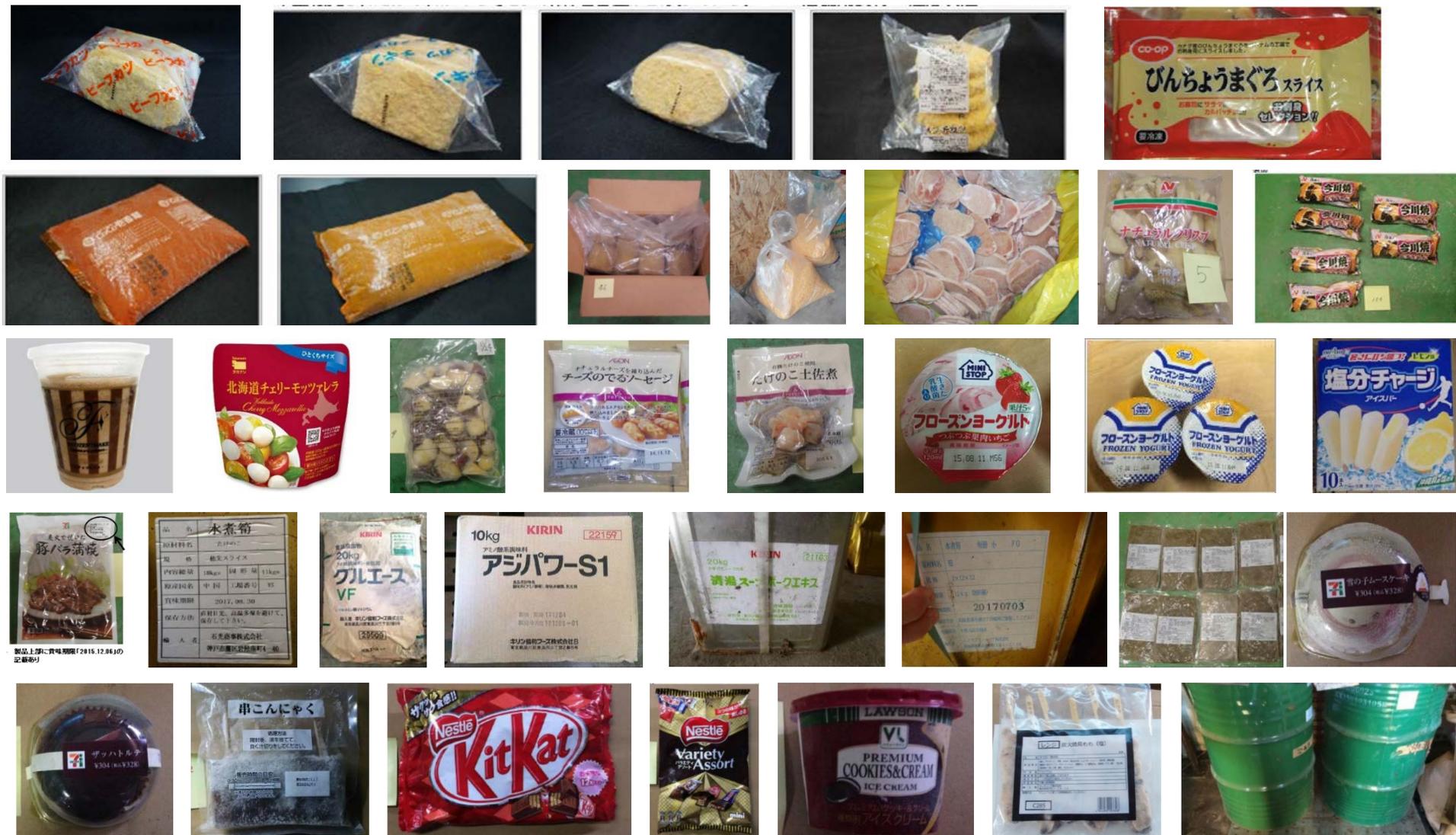
○不正転売されたCOOPの「びんちょうまぐろスライス」
⇒COOPが廃棄処分を依頼したものを不正流通していたため
(略) (配信元) 消費者庁 消費者安全課
〒100-6178 千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー

消費者庁リコール情報サイト(1月14日～随時更新) (サイト上に製品を特定する賞味期限等の情報と併せて掲載)

商品名	産業廃棄物処理業者であるダイコー(株)に廃棄処理を委託した(株)香番屋の「ビーフカツ」
連絡先	<p>■購入した店舗</p> <p>■販売事業者からのお知らせ Aマート アブヤス http://www.abuyasu.co.jp/ 旬彩工房 やまもと http://www.syunsai-yamamoto.com/ (株)大勝物産 http://daishou-bussan.jp/images/tenmatsusho.pdf ヒバリヤ http://hibari-ya.co.jp/20160116.pdf ユニー http://www.uny.co.jp/upload/pdf/news_important_40.pdf</p>
対応方法	当該製品をお持ちの方は、絶対に喫食せず、購入した販売店に返品してください。
対応開始日	2016/01/13
対象の特定情報	<p>■該当品 ビーフカツ(冷凍5枚入り)賞味期限16.01.30</p> <p>該当品の製造日：平成27年9月2日 廃棄日時：平成27年10月19日14時 廃棄量：40,609枚 産業廃棄物処理業者名：ダイコー株式会社 愛知県稲沢市奥田井之下町28番地1</p>



消費者庁リコール情報サイトに掲載している製品
 該当する製品は食べないでください
 (サイト上に製品を特定する賞味期限等の情報と併せて掲載)



製品上部に賞味期限「2015.12.08」の記載あり

食品表示の適正化に向けたこれまでの取組

自治体食品表示主管部局宛事務連絡
「業務用加工食品の表示適正化について」
(平成28年1月21日)

- 今回の事案に係る調査過程においては、業務用加工食品として製造された食品廃棄物について、食品表示法に規定する一括表示の表示事項が表示されない状態で消費者に販売されていたことが明らかになりました。
- このような事態を踏まえ、関係事業者に対しては、従前にもまして、食品表示の適正化に係る周知をする必要性が高まっているところであり、当庁においては、関係機関に周知を行うこととしています。
- つきましては、貴職においても、適切な機会をとらえた貴管下関係事業者への周知方よろしく願います。

適正表示の周知用のチラシの例 (名古屋市作成)

適正な表示の食品を仕入れましょう。
販売する際には表示事項の欠落がないように。

業務用と呼ばれる食品であっても、消費者へ販売される可能性のあるものは、一般用加工食品として食品表示基準に定められた消費者向けの表示が容器包装に必要です。

一般用加工食品(消費者向け)は、必要な表示事項すべてが容器包装に表示されます。業務用加工食品は、容器包装だけでなく、原材料名、食品関連事業者(表示責任者)、原料産地名、原産国名については送り状等に表示することができます。また、内容量等は計量法に従って表示され、栄養成分の量及び熱量は任意で表示されます。

○一般用加工食品の表示例
(冷凍食品)

名称	冷凍とんかつ
原材料名	豚肉(アメリカ)、でん粉、食塩、こしょう、衣(パン粉、でん粉、小麦粉、卵白(卵を含む)、食塩、糖類)
添加物	調味料(アミノ酸等)、カラメル色素、乳化剤(大豆由来)、増粘多糖類
内容量	200g
賞味期限	2016.2.1
保存方法	要冷凍(-18℃以下)
加熱調理の必要性	加熱してお召し上がりください
凍結前加熱の有無	加熱してありません。
販売者	株式会社○○食品販売会社 ○○県○○市○○ ○丁目○番地
製造所	□□製造株式会社 □□県□□市□□ ○丁目□番地

注)その他「栄養成分の量及び熱量」の表示が必要です

○業務用加工食品の表示例
(冷凍食品) <容器包装に表示>

名称	冷凍とんかつ
原材料名	(一部に豚肉・小麦・卵を含む)
添加物	調味料(アミノ酸等)、カラメル色素、乳化剤、増粘多糖類、(一部に大豆を含む)
賞味期限	2016.2.1
保存方法	要冷凍(-18℃以下)
加熱調理の必要性	加熱してお召し上がりください
凍結前加熱の有無	加熱してありません。
製造所	□□製造株式会社 □□県□□市□□ ○丁目□番地

送り状

原材料名: 豚肉(アメリカ)、でん粉、食塩、こしょう、衣(パン粉、でん粉、小麦粉、卵白、食塩、糖類)
販売者: 株式会社○○食品販売会社(○○県○○市○○ ○丁目○番地)

業務用食品を取扱う上で注意すべき点は?

<製造業者の方>

業務用として販売する商品には、一般用加工食品としての表示義務を満たしていないことを書面等で明示しましょう。そうでない場合は、一般用食品としての表示をしましょう。

<卸売・小売業者の方>

直接消費者へ販売する場合、又は販売先が消費者へ販売する可能性がある場合は、一般用食品の表示がされた食品であることを確認して仕入れましょう。製造者と合意の上、一般用食品の表示が無い場合、自社の責任で適切な表示をしなければなりません。

<飲食店・弁当製造業の方>

業務用食品として適切な表示がされた食品であることを確認して仕入れましょう。

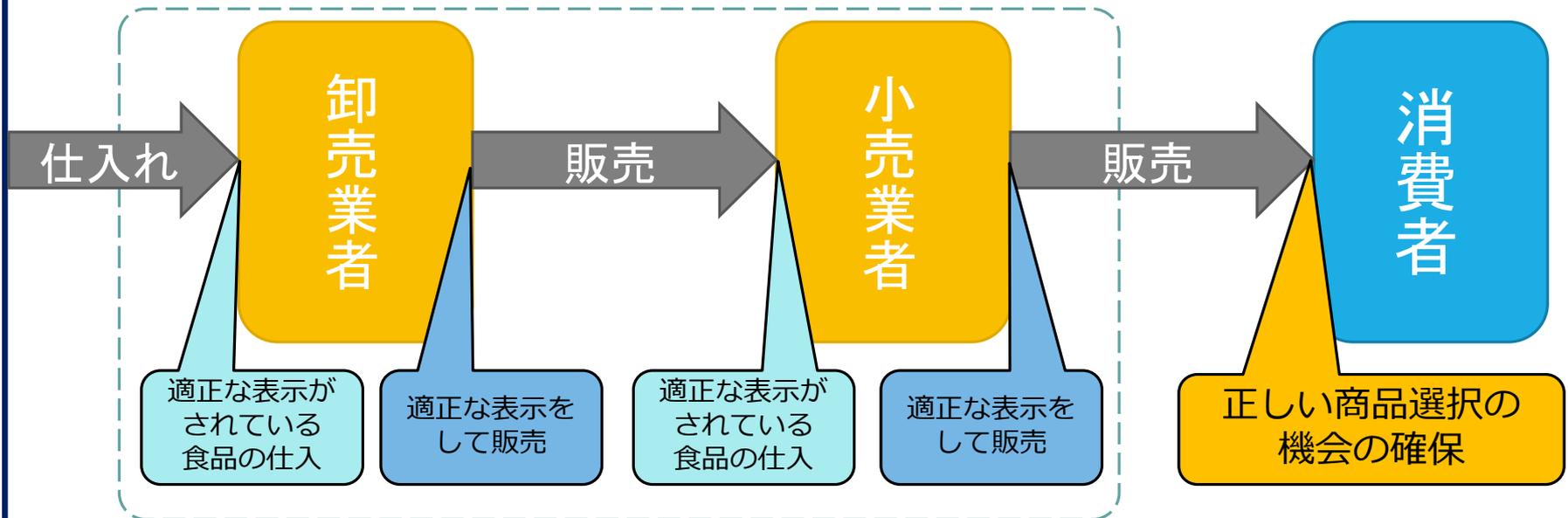
食品表示の適正化に向けた今後の取組予定

- 食品表示監視協議会^(注)等の場で、地方公共団体の食品表示関係部局に対して、事業者に対する食品表示の適正化に係る周知を要請
- 加工食品を扱う事業者への周知を盛り込んだ監視計画を策定

(注)不適正な食品表示に監視を強化するために設置した国の出先機関と関係する都道府県等を構成員とした会議

卸売業者・小売業者の留意点（周知のポイント）

- 仕入れた食品について食品表示法上の表示がなされていない場合には、その理由を仕入業者から確認すること
- 消費者に販売する食品の表示が適正に行われるよう十分に配慮すること



消費者安全に関する緊急事態等の対応について

関係会議の開催

緊急対策本部(閣僚級)

関係大臣の連携対処の必要がある場合に設置
設置に際しては、内閣府特命担当大臣(消費者)が、内閣官房長官及び関係大臣と協議
本部長は内閣府特命担当大臣(消費者)

消費者安全情報総括官会議(局長級)

府省横断的に対処する必要がある場合に開催
内閣府特命担当大臣(消費者)が開催を決定

内閣府特命担当大臣(消費者)

必要に応じて
迅速に報告

対応を
指示

報告

消費者庁次長
(消費者安全情報総括官)

関係府省庁
消費者安全情報総括官

(消費者安全情報総括官:消費者庁、食安委、警察、総務、消防、文科、厚労、農水、経産、国交、環境の局長級)

緊急事態等

○消費者安全法の定める重大事故※等が発生した場合であって、緊急の対応を要する事態
※死亡、負傷又は疾病等(30日以上の治療期間)

又は

○重大事故等に準ずる事故等(被害が大規模又は広域であり、かつ、消費者庁及び関係府省において対応の調整を要すると考えられる事故又は事態が発生した場合)であって、緊急の対応を要する事態

緊急事態等の対応

- 消費者被害の発生又は拡大の防止するため、関係府省が連携して対応
- ①消費者への情報提供 ②商品の回収・新規流通の防止 ③原因究明及び改善措置 等

消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱(抄)

平成24年9月28日 関係閣僚申合せ

2 緊急事態等の対応の基本方針

(略)緊急事態等における対応については、消費者の安全の確保が最も重要であるという認識の下に、消費者庁及び関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図りながら、政府一体となって迅速かつ適切に行うことにより、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めることとする。

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項(抄)

平成24年6月29日 閣議決定

第4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等(法第14条関係)

1 基本的考え方

緊急事態が発生した場合には、消費者庁は、一元的に集約・分析した情報を基に、消費者被害の拡大防止の観点から司令塔として迅速に対応方針を決定するとともに、食品安全委員会及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関との連携の下、消費者、食品関連事業者等に対し、適切かつ迅速に情報を提供するよう努める。

廃棄食品の不正流通事案について

平成 28 年 1 月 29 日(金)
食 品 安 全 行 政 に 関 す る
関 係 府 省 連 絡 会 議 幹 事 会 申 合 せ

平成28年1月に愛知県を中心として発覚した廃棄食品の不正流通事案に関しては、未だ全容が解明されていない。

本件事案の関係府省としては、本件事案が消費者の信頼を揺るがすことにならないよう対応してきたが、改めて次のとおり申合わせる。

1. 本件事案について国民の健康保護が最優先されるべきとの基本認識の下、引き続き連携を密にし、事態に対処する。
2. 本件事案の全容解明及び被害防止のため、他の関係府省庁及び地方自治体と連携して必要な調査等を実施するとともに、消費者が安心を得られるよう、必要な情報提供を積極的に行う。

3. 本件事案に関連した、全ての業態の事業者の法令遵守等が重要であることから、法令違反に対して適切な措置が講じられるよう対処する。

4. 原因究明等の結果を踏まえた再発防止策の検討を行い、必要な対策を講じる。

(別紙)

【食品安全行政に関する関係府省連絡会議幹事会構成員】

消費者庁消費者安全課長

消費者庁食品表示企画課長

内閣府食品安全委員会事務局総務課長

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長

内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課長

農林水産省消費・安全局食品安全政策課長

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長

<今回追加の構成員>

・消費者庁 表示対策課長

・警察庁生活安全局 生活経済対策管理官

・厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長

・環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部企画課長

・環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

(以上)

廃棄食品の不正流通に対する関係省庁等の取組状況

省庁等	所管法令	取組
消費者庁	消費者安全法 食品表示法	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者に問題食品を喫食しないよう注意喚起 ○地方自治体に対し、<u>適切な消費者相談への対応</u>を依頼 ○地方自治体に対し、事業者への <u>食品表示適正化の周知</u>を依頼
厚生労働省	食品衛生法	<ul style="list-style-type: none"> ○地方自治体に対し、<u>問題食品の流通防止</u> 及び <u>消費者への情報提供</u>を依頼(食品衛生部局と廃棄物処理関係部局の連携) ○地方自治体に対し、食品等事業者や消費者等から <u>問い合わせへの適切な対応</u>を依頼
農林水産省	食品リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ○食品リサイクル登録事業者に対し、<u>法令遵守</u>に万全を期すよう要請(環境省と連名)
環境省	廃棄物処理法 食品リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ○地方自治体に以下を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・産廃業者への指導や <u>類似事案への厳正な対処</u> ・動植物性残さの処分業者に係る <u>立入検査等の実施と結果報告</u> ○業界団体に <u>再発防止策の早急な取りまとめ</u>を要請 ○食品リサイクル登録事業者に対し、<u>法令遵守</u>に万全を期すよう要請(農水省と連名)
警察	-	<ul style="list-style-type: none"> ○愛知県警・岐阜県警の合同捜査本部を立ち上げて捜査